

保津川漁業協同組合京内共第3号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は保津川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類及びかわよしのぼりをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。なお、年券については所定の顔写真を添付して申請しなければならない。
- 3 組合は第1項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具漁法によりウ欄の規模の範囲においてエ欄の期間中でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 具 漁 法	ウ 規 模	エ 期 間	
あゆ	竿 釣	同時に使用する 場合1人1本	5月26日から12月31日までの期 間内で、組合が定めて公表する期間	
	網 漁 法	1人2統60m 以下網目3cm 以上		
こい	竿 釣	同時に使用する 場合2本以内	1月1日から4月30日まで及び 6月1日から12月31日まで	
	網 漁 法	1人1統	1月1日から3月31日まで及び あゆ網解禁日から12月31日まで	
ふな	竿 釣	同時に使用する 場合2本以内	1月1日から4月19日まで及び 5月21日から12月31日まで	
	網 漁 法	1人1統	1月1日から3月31日まで及び あゆ網解禁日から12月31日まで	
うなぎ	竿 釣	同時に使用する 場合2本以内	1月1日から12月31日まで	
	流し漁法			
はえ	竿 釣	同時に使用する 場合2本以内	1月1日から3月31日まで及び あゆ網解禁日から12月31日まで	
	網 漁 法	1人1統		
ま す	あまご にじます	竿 釣	同時に使用する 場合2本以内	3月1日から9月30日まで

かわよしのぼり	いしみ・じょれ ん漁法		1月1日から12月31日まで
全漁業権魚種	水眼鏡及び 水視眼鏡		7月25日から9月15日まで
	やな漁法		9月1日から12月31日までの期間 内で組合が定めて公表する期間

2 漁業区域内に次の表の通りあゆ友釣専用区を設ける。

ア区分	イ漁法	ウ 区 域	エ 期 間
友釣専用区	友 釣	1区 京都市右京区嵯峨天龍寺芒の馬場町 と対岸京都市西京区嵐山中尾下町を結 んだ線(一の井堰上流端)より下流京都 市西京区桂上野今井町と対岸京都市右 京区梅津堤上町とを結んだ線(上野橋 下流端)までの区域	5月26日から 12月31日の 間において組合 が定めて公表す る期間
		2区 清滝川、犬飼川全域	

3 第1項及び前項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

4 京都市右京区嵯峨天龍寺亀ノ尾町官有地と京都市西京区嵐山元禄山町を結んだ線(通称千鳥ヶ淵)から下流右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場無番地と対岸京都市西京区嵐山中尾下町を結んだ線(通称一の井堰)までの区域でのう飼漁法は認めることとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間中は遊漁してはならない。

ア魚種	イ 区 域	ウ 期 間
全魚種	寅てん堰上流端から下流100mまでの区域 桂川本流合流点(亀岡市保津町上中島69番1)から 曾我谷川上流300m地点までの区域	1月1日から 12月31日まで
	3号井堰上流端から上流へ50mの区域	5月1日から 8月31日まで
	桂川本流の西芳寺川合流点の下流側から下流200 mまでの区域	1月1日から 12月31日まで

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長	
こ い	15cm	
ふ な	6cm	
う な ぎ	30cm	
ます 類	あまご	12cm
	にじます	15cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表の通りとする。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては次の表の額の20%以内、日券においては50%以内をそれぞれ加算するものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ	釣及び網漁具漁法、水眼鏡、水視眼鏡を使用して行う漁法	年券	13,000円
		日券(竿釣)	3,000円
		日券(網漁法)	4,500円
ます類	釣漁具漁法	年券	5,000円
		日券(解禁日から9月30日まで)	3,000円
こい・ふな・うなぎ・はえ・かわよしのぼり	釣及び網漁具漁法、水眼鏡、水視眼鏡を使用して行う漁法、流し漁法、いしみ・じょれん漁法	年券	3,000円
		日券	500円
ます類及びかわよしのぼりを除く全魚種	寄せ網漁具漁法	遊漁券所有者でかつ1回につき	3,500円
	う飼漁具漁法	7月1日から8月31日まで	あゆ年券遊漁料の20人分とする
	釣漁具漁法	10月1日から12月31日まで	4,500円
全魚種	やな漁法	9月1日から12月31日まで	1統25,000円

- 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。但し、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。
- 3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は第1項の規定にかかわらずイ欄の通りとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取り扱うものとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
満18歳以下の者	免除
身体障害者	

- 4 あゆの日券は、それぞれ川の解禁日より7日間は取り扱わない。ただし、清滝川のあゆの網の日券は、解禁日から発行するものとする。

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するまでの間、仮遊漁承認証を発行することができるものとする。

- 2 遊漁者は、前項により交付を受けた仮遊漁承認証を組合の規定に基づき有効期間内に遊漁承認証と引き換えなければならない。
- 3 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 4 遊漁承認証及び仮遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 5 遊漁承認証は、再発行しない。但し、組合が特に認めた場合はこの限りではない。
- 6 組合は、あらかじめ理事会の承認を得た枚数の範囲内で遊漁の招待券を発行することができる。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証又は仮遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

（適用除外）

第11条 この規則のうち、遊漁の承認若しくは禁止区域に関する規定は、理事会の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。